

| | |
|----------|---|
| 1. 会 合 名 | 外国証券の取引等に関するワーキング・グループ |
| 2. 日 時 | 平成 24 年 10 月 3 日（水）13 時 00 分～14 時 00 分 |
| 3. 議 案 | 「外国証券の取引に関する規則」の見直しについて |
| 4. 主な内容 | <p>1. 議事に先立ち、事務局より、メンバー紹介を行った後、「外国証券の取引に関する規則」の見直しの契機となった自主規制規則の見直しに関する検討計画について説明が行われた。</p> <p>(検討事項説明概要)</p> <p>「自主規制規則のあり方に関する検討懇談会 中間論点整理」（平成 22 年 6 月 29 日）における提言を受け、「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」についての意見募集を行い、その結果、寄せられた以下の事項について、本ワーキング・グループで検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適格外国金融商品市場における取引が予定されている外国株券等について、上場前の勧誘制限を緩和すること <p>2. 上記の検討事項について、見直し提案会社から提案趣旨等の説明が行われた後、事前に送付したアンケートの取り纏め結果について、事務局より報告があった。その後、委員及びオブザーバーとの間で、意見交換が行われた。</p> <p>○外国株券等に係る上場前の勧誘制限（価格要件）について</p> <p>(主な意見等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場前の外国株券等の勧誘要件のうち、価格要件が緩和され、勧誘期間が長くなるのであれば、顧客への周知徹底の面からは好ましいと言える。 <p>ただし、上場申請後にマーケット環境の変化等の理由から上場が延期ないし中止になるケースがある点についてどのように顧客に伝えていくかという課題が生じる。</p> <p>また気になる点として、顧客は、公募価格が決まった段階で、その価格が高いのか安いのか等の投資判断を行うと思われる。価格要件を見直すことによるメリットと生じる課題との兼ね合いを考慮しながら検討をする必要があると思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国証券の取引に関する規則第 7 条第 1 項第 1 号の上場前の外国株券等に関する勧誘規制が設けられた趣旨は何か。規則の趣旨を曲げてまで改正する必要があるのか疑問である。 |

⇒ 外国証券の取引に関する規則第7条第1項第1号の上場前の外国株券等に関する勧誘規制が設けられた意図は、以下のとおりである。

① 上場が承認される前の銘柄について、顧客に勧誘するのは問題があると考えられる

② 価格情報は顧客にとって重要な投資判断材料の一つであると考えられる

価格情報が投資判断において重要であることは全社一致していると思う。

しかし、価格要件が顧客に勧誘を行う上で問題になっているのであれば、勧誘要件とは切り離して規定する等の方法もあるのではないかと考えている。(事務局)

・ 『募集又は売出し価格』及び『取引の基準となる価格』という規定の表現が理解しにくいと感じた。しかし、勧誘要件からは切り離して、価格についての説明義務を規定するという方針になったときには、以下の2段階のプロセスを経ることとなると思う。

① 上場承認がされた段階で、顧客に上場銘柄に関する情報を提供する。

② 公募価格が公表された段階で、顧客に価格情報を提供し、購入するか否かの判断をしてもらう。

各証券会社が、2段階のプロセスを明確に区別できるか疑問であるし、また2段階のプロセスで規則化する場合、記録をどのように残すのか等の問題が生じるのではないか。

・ 勧誘と受注は別物と考えてもよいのではないか。上場するか明確でないものを受注することは問題だが、勧誘については、日本のIPO銘柄についても公募価格が決定する前に勧誘は行われているため、問題はないのではないか。

また上場が中止になるケースに関しては、登録届出書が提出された直後でSECの審査を受けていない段階の情報には問題があるが、仮条件決定後の段階の情報については既にSECの審査を通過しているため当該情報を勧誘に用いるのは問題ないと考えられる。

3. 今回の議論の内容を踏まえ、後日、事務局より対応方針を示すこととし、本ワーキング・グループ(第1回)を終了した。

以上

| | |
|-----------------|--------------------------------------|
| 5. その他 | ※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。 |
| 6. 本件に関する問い合わせ先 | 公社債・金融商品部（03-3667-8514） |